令和6年度岡崎市公営企業資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査 に付された岡崎市監査基準第4条第1項第8号の規定による審査

第2 審査の対象

令和6年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和7年7月22日から同年8月25日まで

第4 審査の着眼点

比率の算定基礎となった書類等が関係法令に準拠して作成され、その算定過程は適正か等を審査した。

第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された資金不足比率及びその 算定の基礎となる事項を記載した書類について計数の照合を行い、併せて関係 職員の説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも関係法令に準拠しており、適正なものであると認め られた。

記

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率	
阿知和地区工業団地造成事業特別会計	— (20.0)	
病院事業会計	— (20.0)	

水道事業会計	_	(20.0)
下水道事業会計	_	(20.0)

(注)括弧内の数値は、経営健全化基準である。